

## 第 1 6 号議案

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例  
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）及び亀岡市  
地域下水道条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 8 号）の一部を改正す  
る条例を次のように制定するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例  
の一部を改正する条例

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）の一  
部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を

「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」

第 1 章の 2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持

管理基準（第 2 条の 2－第 2 条の 7）」

に改める。

第 1 条中「管理及び使用」を「構造、管理及び使用」に改める。

第 2 条第 1 6 号中「わき水」を「湧き水」に改める。

第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の  
維持管理基準

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第2条の3 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように管理者が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) ちん砂池又はちんでん池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第10条第2項中「排除されたとした場合においては」を「排除された場合において」と、「当該下水に係る」を「、当該下水に係る」に改める。

第13条中「若しくは」を「又は」に改める。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「呈示」を「提示」に改める。

第37条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市地域下水道条例の一部改正)

第2条 亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「わき水」を「湧き水」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(特定環境保全公共下水道の構造の基準等)

第21条 地域下水道のうち、特定環境保全公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理の基準は、下水道条例の第2条の3から第2条の7までに定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する排水施設及び処理施設（これらを補完する施設を含む。以下この項において「施設」という。）であって、改正後の条例第2条の3から第2条の5の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手した施設については、この限りでない。

亀岡市下水道条例及び亀岡市地域下水道条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における下水道法の一部改正に伴い、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の構造基準及び終末処理場の維持管理基準を定めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。